

青森県報

第千九百五十号 平成十三年十一月二十一日(水曜日)

目次

告 示

- 字区域の変更……………(市)振興課……………一
- 木材業者の登録……………(林)政課……………二
- 木材業者の登録の変更……………()……………三
- 木材業者の登録の抹消……………()……………四
- 遊漁規則の変更認可……………(水産振興課)……………四
- 公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁港漁場整備課)……………四
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課)……………五

公 告

- 青森県立中央病院X線テレビ装置の購入に係る一般競争入札……………(健康医療課)……………五
- 換地処分……………(農村整備課)……………七
- 電子計算組織の購入に係る一般競争入札……………(学校施設課)……………七
- 出先機関……………
- 道路の位置の指定……………(土木事務所)……………八

告

示

青森県告示第六百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、田子町長から田子町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十三年十一月二十二日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

三戸郡田子町大字遠瀬

字法呂平二四の一部、二五の一の一部、二五の二の一部、二六、二七、二八の一、二八の二、二九、三〇、三五の一部、三六から三八まで、字古館川原一の一部、二の一部、六の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに字上ミ川原七五、八一、八七の一に隣接する字板ノ沢、字比良根沢の水路である国有地の一部を字上ミ川原に編入する。

字法呂平一一の一、一五、一九、二〇の一、二〇の二、二一の一、二二の一、二三の一、二四の一部、二五の一の一部、二五の二の一部、三一から三四まで、三五の一部、字古館川原一の一部、二の一部、三の一、四、六の二の一部、字岩ノ脇二の一部、一四の一の一部、一四の三の一部、一五、一七、二二の一の一部、三五及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに字法呂平二三の一、字岩ノ脇一四の一、一五、一七、三五に隣接する字上ミ川原、字塚沢出口、字下モ長根の道路、水路である国有地の一部を字比良に編入する。

字堺沢出口二〇の一の一部、二三の一部、二五、三五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部を字若ノ脇に編入する。
 字若ノ脇一の一の一部、三の一部、七の一、九の一の一部、九の二の一部、三一及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部を字堺沢出口に編入する。
 字水沢七の三一及びこれに隣接する水路である国有地の全部を字新田向に編入する。
 字新田八五、八六の一、八六の二、八七、字谷地端五の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字地切川原六、一九に隣接する字新田向の水路である国有地の全部を字地切川原に編入する。
 字地切川原一九の一部、二一の一の一部、二二の二、二二の三の一部、二二の四、二二の五、字新田一〇〇の三及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部を字谷地端に編入する。

字谷地端二〇から二二までの各一部、二三の一、二三の二、二四の一部、二三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を字山本川原に編入する。
 青森県告示第六百三十一号

青森県木材業者登録条例（昭和四十九年十二月青森県条例第五十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり木材業者の登録をしたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事 木村守男

登録年月日	登録番号	氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名)	住所	営業所又は工場		法人にあつては、 資本の額 (万円)	業務の態様
				名称	所在地		
平成 一三・五・一	一三〇〇一	辻村 陸奥廣 森林組合あおもり 代表理事 組合長 高坂 保三	東津軽郡平内町大字小湊字後滝二の一 青森市大字高田字日野二六の二	開発社陸奥	住所に同じ 住所に同じ	一六〇七	木材販売 素材生産
一三・五・三〇	一三〇〇二	山内 力	弘前市大字川先三丁目六の九	フォレスト山内	住所に同じ		素材生産
一三・五・三〇	一三〇〇三	中野 國親	中津軽郡岩木町大字百沢字高田八〇	中野製材所	中津軽郡岩木町大字百 沢字田川一の一の五		木材販売 素材生産
一三・五・四	一三〇〇四	北城 章利 有限会社大平製材所 代表取締役 対馬 しほ子	八戸市是川字北城下六 むつ市大湊新町一の一四	北城林業	住所に同じ 住所に同じ	七〇〇	木材販売 素材生産
一三・五・一	一三〇〇五	名久井 光義	むつ市海老川町三の一三	サンウッド	住所に同じ	三〇〇	製材生産
〃	一三〇〇三	畑中 直作	下北郡大畑町大字大畑字鬼沢一七の九〇	畑中木材	住所に同じ		素材生産

登 録 年 月 日	登 録 番 号	氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名)	住 所	変 更 に 係 る 事 項	変 更 の 内 容		変 更 日
平成 三・五・一	一三〇〇五	青森木材高次加工協 理組合 高橋 五十一	青森市篠田二丁目三の七	本所(事務所) の住所変更に伴 う登録番号の変 更	変 更 前 青森市篠田二丁目三の 七 登録番号三〇〇五	変 更 後 南津軽郡浪岡町大字大 積田字沢田一一三の四 三 登録番号三〇〇五	平成 三・五・六
"	一四〇〇六	タシメ建材株式会 社 代表取締役 太田 正巳	鶴田町大字鶴田字冲津一九六	法人組織化	有 限 会 社 タシメ建材材店	タシメ建材株式会社	三・四・三
"	一五〇〇六	野辺地チップ工場 工場長 築川 勝義	上北郡野辺地町字上河渡頭二六の一	社名及び代表者 の変更	北昭興業株式会 社 野辺地 工場長 納谷 清見	野辺地チップ工場 工場長 築川 勝義	三・四・〇
"	一六〇〇五	青森県森林組合連 合会 代表理事 本間 家大	青森市松原一丁目二六の二五	代表者の変更	代 表 理 事 会 長 小笠原 恭裕	代 表 理 事 会 長 本間 家大	三・六・三

青森県告示第六百二十二号

青森県木材業者登録条例(昭和四十九年十二月青森県条例第五十六号)第八条第一項の規定により、次のとおり木材業者登録簿の記載事項について変更をしたので、同

条第二項の規定により告示する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事 木村 守 男

一三・六・二九	一三〇〇三	有限会社夢ハウス 庄司 敏男	八戸市大字番町三 広澤ビル二〇八	本社	八戸市大字番町三 広澤ビル二〇八	〇〇	木材販売 特殊用材生産
一三・八・四	一三〇〇三	有限会社ウッド・ジャ パン白神 三上 諭	弘前市末広四の二の八	工場	三戸郡福地村大字福田 字館四八	〇〇	木材販売 素材生産
一三・九・二	一三〇〇四	株式会社かさい材木店 代表取締役 葛西 孝昭	弘前市外崎五丁目八の二	株式会社かさい材木店	住所に同じ	二〇〇〇	木材販売

青森県告示第六百二十三号

青森県木材業者登録条例（昭和四十九年十二月青森県条例第五十六号）第八條第一項の規定により、次の木材業者の登録を抹消したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事 木村守男

〃	〃	〃	〃	〃
一五三三	二七〇八	一四〇三	〃	〃
株式会社坪造林 代表取締役 坪晃	森隆彰	〃	〃	〃
七九	上北郡天間林村大字天間館字後平二二六の二	九	西津軽郡深浦町大字深浦字五妻沢一四六の二	〃
〃	〃	〃	〃	〃
代表取締役 坪藤次郎	森隆治	〃	〃	〃
代表取締役 坪晃	森隆彰	〃	〃	〃
一三・一〇・三〇	一三・一〇・三三	一三・一〇・三三	〃	〃

平成十三年十一月二十一日

青森県知事 木村守男

- 一 漁業権者の住所及び名称
黒石市大字石名坂字石法師三八の四 浅瀬石川漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十三年十一月十四日
- 三 漁業権の免許番号 内共第十四号
- 四 変更の内容
全長制限を次のとおりとする。

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名 称	大 小
かじか	五センチメートル以下
あゆ、こい、ふな、うぐい	一〇センチメートル以下
やまめ、いわな	一五センチメートル以下
にじます	一〇センチメートル以下

五 施行の日 平成十三年十一月十四日

青森県告示第六百三十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年十一月八日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

青森県告示第六百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一三〇三	一四〇〇	二二〇七	二二〇六	二二〇四	二・五・一	〃	〃
下北製材協同組合 理事長 杉山博利	荒井 満夫	青森市森林組合 代表理事 高坂 保三	奥内森林組合 組合長理事 澤田 昂	平内町森林組合 代表理事 蝦名 為雄	平成 二・五・一	〃	〃
むつ市新町七の三三三	板柳町大字福野田字常盤六六の六九	青森市大字高田字日野二六の二	青森市大字清水字浜本一九五の一九	東津軽郡平内町大字松野木字小湊越二〇の一四七	〃	〃	〃
一三・一〇・三〇	一三・七・三〇	〃	〃	平成 三・三・四・三三	〃	〃	〃

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、平内町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事 木村守男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 出願人の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

- 青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字稲生字稲生六二に隣接し、二二の一、二二の二、四〇、四一の三、四一の一及び四三の一に隣接する町道の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 東津軽郡平内町大字稲生字深沢地先の稲生漁港（稲生地区）西防波堤基部に設置された水準点（ハ点）から四三度二七分三七三・八二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二五四度七分七一・四四メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三五六度一分二一六・七七メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から八六度一分四分六九・八四メートルの地点

3 面積

七、六三一・六一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字稲生字稲生六二に隣接し、二二の一、二二の二、四〇、四一の三、四一の一、四三の一及び四四の一に隣接する町道の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

点を直線で結んだ線により囲まれた区域
アの地点 東津軽郡平内町大字稲生字深沢地先の稲生漁港（稲生地区）西防波堤基部に設置された水準点（ハ点）から四三度四九分三七一・三四メートルの地点

イの地点 アの地点から二五四度七分二一・〇一メートルの地点

ウの地点 イの地点から三四四度二分三三・三二メートルの地点

エの地点 ウの地点から二五四度七分六九・九八メートルの地点

オの地点 エの地点から三五六度一分四分一四一・〇六メートルの地点

カの地点 オの地点から八六度一分四分八九・八四メートルの地点

3 面積

一一、八七九・六六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百二十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十三年十一月二十六日から施行する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事 木村守男

第三号の表中

「一 新あおもり農業協同組合南支店」 青森市大字筒井

「」を

「一 新あおもり農業協同組合南支店」 青森市筒井一丁目

「」に改める。

公 告

青森県立中央病院X線テレビ装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の調達

1 物品の調達名 X線テレビ装置一式

2 物品の調達内容 入札説明書による。

二 納入期限 平成十四年三月二十三日

三 納入場所 青森県立中央病院

四 入札方法 一般競争入札

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、医療機器類の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院管理調達課

電話 〇一七―七二六―八三二一

2 入札書の提出期限 平成十四年一月七日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時 青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 三階大会議室

平成十四年一月八日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第五百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products

to be purchased : X-Ray TV equipment

2 Delivery date : 23 March 2002

3 Time limit for tender : 4:45 p.m. 7

January 2002

4 Contact point for the notice :

Aomori Prefectural Central Hospital

2-1-1 Higashitsukurimichi

Aomori City, Aomori 030-8553

Japan
TEL 017-726-8321

換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、第2遠瀬地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事 木村守男

電子計算組織の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事 木村守男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、物品に要求する性能等は、入札説明書による。

電子計算組織 一式

二 納入期限

平成十四年三月四日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札方法

一に掲げる物品(以下「購入物品」という。)を入札に付する。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号(物品等の競争入札参加資格)

一の規定により、事務用品類、電気・通信機器類の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について、迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明したものであること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務班

電話 〇一七―七三四―九八七三

2 入札書の提出期限

平成十四年一月四日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁 学校施設課入札室

(二) 日時

平成十四年一月十一日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百二十二条、第三百三条及び第三百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていないと判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased: Computer System

2 Delivery period: 4 March 2002

3 Delivery place: 1 High school in Aomori prefecture

1 High school in Aomori prefecture

4 Time limit for tender: 4:45 p.m. 4 January 2002

5 Contact point for the notice: School Facility Management Division, Aomori Prefectural Board of Education 2-3-1

Shimamachi Aomori City, Aomori 030-8540 JAPAN TEL: 017-734-9873

出 先 機 関

十和田土木事務所告示第十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月二十一日

十和田土木事務所長 原 田 邦 治

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市大字三沢字堀口一六四の二二五、一六四の二二八及び一六四の二二九	九二・五九メートル	六・〇〇メートル	平成 一三・二・六

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	-------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行) 定価小口一枚三付十七円八十五銭